

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 69 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2021 年 3 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

## 今月の主要トピック：

### 全国電気規則（National Electricity Rules）の変更 草案の発表

豪州の電気やガス市場のルール制定に関わる豪州電力市場委員会(Australian Electricity Market Commission) は、電気やガスの安定的供給の管理を担う豪州エネルギー市場オペレーター（Australian Energy Market Operator）の要請を受け、再生可能エネルギー発電所などの複数の施設が共有送電網に接続されている送電線などの大規模専用接続アセット（large dedicated connection asset）を利用する際に生じる問題に対処するため、全国電気規則（National Electricity Rules）を変更する草案を発表しました。

本稿では、変更草案の具体的な内容、変更の理由、変更後の適用対象などについて解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

[Japan Practice 紹介サイト](#)



## その他の注目のトピック

---

### 新生銀行様の Latitude Financial Group 株式取得にあたっての弊所リーガルサポート

新生銀行様が Latitude Financial Group の株式 9.95%（3 億ドル）を取得するにあたり、弊所がリーガル面でサポートさせていただきました。詳しくは、以下リンク先をご参照ください。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

### 不公平契約条項—自動更新条項について（消費者法）

自動更新条項とは、契約のいずれかの当事者が契約で定められた期限が経過する前に契約を解約する旨の事前通知を行わない限り、自動的に契約が同条件・同期間にて更新されると定められた契約上の条項です。

商業取引においてはよく見かける条項ではあるものの、自動更新条項と共に消費者や中小企業に不利な条項が設定されている場合（例えば、契約期間よりも早く解約する場合に一定の損害を補償する義務を負わせる条項）もあります。このような場合には、自動更新条項が不公平であり、消費者法上の不公平契約条項（unfair contract terms）にあたるため無効であるとして争われることがあります。

本稿では、自動更新条項が不利益に働いていると考えられる具体例、自動更新条項が争われた裁判例、豪州競争消費者委員会（Australian Competition and Consumer Commission）の自動更新条項についてのガイドライン、自動更新条項が不公平契約条項に該当するのか、不公平契約条項となることを防ぐポイント、などについて解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## Clayton Utz Safety pod ミニシリーズについて（労働法）

コロナパンデミックの情勢において、職場の安全性の問題点や懸念点についての質問が増加傾向にあります。Clayton Utz Safety Pod ミニシリーズのポドキャストでは、労働安全衛生を専門とする弊所の弁護士が、職場の安全性の問題点や懸念点に関して頻繁に質問が寄せられる疑問点に答えるべく、音声にてポドキャストを展開しています。現在、次のリンクを通して、全 4 エピソードを聴いていただくことができます。

Clayton Utz Safety Pod ミニシリーズのポドキャストへの[リンク](#)はこちら

## 職場調査の重要事項：調査内容と手法の明確化（労働法）

ニューズレター 2 月号では、職場において生じた問題の調査を誰が行うべきか、および調査期間中に従業員の注意すべき事項は何かについて説明しましたが、今回は、調査者が選定された後に重要となるステップを取り上げます。

職場において生じた問題の調査を実施するにあたっては、調査の内容やその方法の枠組みを確立しておくことが重要となります。すなわち、（1）違法な行為に該当する行為態様を識別しておくこと、（2）関係適用法令に定められた調査の方法を確認した上でどのような基準で問題となる事実を評価していくのかを決定しておくこと、（3）関係するガイドラインなどの資料を参考としてその他に必要な要件がないかを確認しておくことが重要となります。また、これらの他、事前に社内規程で調査手法を明確に規定しておくこと、調査の円滑な実施を実現することにつながります。

本稿では、調査内容や方法の枠組みを確立する重要性、職場で生じた問題の調査手法を定めた社内規程整備の重要性、適切に調査を実施できなかったことにより訴訟が提起されたケースの紹介、および調査自体が不適切と判断されることを防ぐためのポイント、などについて説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## 今後のセミナー等の予定

### 豪州の不動産投資と資金調達（東京）

加納弁護士がパネリストとして参加する予定であった第4回 IBA アジアを基盤とする国際金融法会議（4th IBA Asia-based International Financial Law Conference）は当面延期されることとなりました。同会議では、「不動産投資と資金調達」のテーマで、豪州で不動産投資を行う場合に生じる法的問題、一般的な投資ストラクチャー、資金調達の方法、クロスボーダー投資を行う際に生じる論点等について解説する予定です。

## 最近行われたセミナーのご報告

### オーストラリア外国投資規制の変更（改正案第2段のポイント） （2020年10月20日、オンライン）

加納弁護士と山浦弁護士が、2020年10月20日に、「オーストラリア外国投資規制の変更（改正案第2段のポイント）」をテーマに講演（ジエトロ・シドニー事務所と共催）を行い、改正案第2段で公表された、国家の安全に関連する投資の除外証明、政府系投資ファンドによる投資の承認要件の緩和、手数料体系の改正等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先からダウンロードできます。講演の録画は、こちらの[ウェブページ](#)でご覧いただけます。

### 外国投資規制の変更（2020年8月25日、2020年9月17日、オンライン）

加納弁護士と山浦弁護士が、2020年8月25日に、「外国投資規制の変更」をテーマに講演（西豪州日本人会商工部会と共催）を行い、外国投資規制の主要な改正点と今後オーストラリアに投資する企業が特に留意すべき事項について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。また、講演の録画は、こちらの[ウェブページ](#)にてご覧いただけます。また、加納弁護士と山浦弁護士が、2020年9月17日に、ジエトロ・シドニー事務所主催のウェビナーにおいて、同じテーマで講演を行いました。

### COVID19の影響を受けた事業を支援する豪州政府の政策（2020年

## 5月29日、オンライン)

加納弁護士が、2020年5月29日に、「COVID19の影響を受けた事業を支援する豪州政府の政策」をテーマに講演（ブリスベン日本商工会議所主催 2020年度第1回オンライン勉強会）を行いました。新型コロナウイルスによって打撃を受けた企業を救済するための二つの立法について、制度の概要と実務上の留意点等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先からダウンロードできます。

## 最近の出版物等

### 『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しています。本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

### 『オーストラリアにおけるビジネス展開』（2019）

本稿は、オーストラリアにおいて事業機会を求める投資家や事業者のために作成されたものであり、対オーストラリア投資を成功に導くために知っておいた方がよい法律や規制を網羅し、その概要について紹介する最新版の冊子です。本稿はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードできます。ウェブページ版は[こちら](#)です。

### 『日本企業によるオーストラリアへの投資の状況と留意点』（2020）

加納弁護士が、昨今のコロナ危機を踏まえた日本企業による豪州への投資の状況と投資後に留意すべき点を説明した、短い日本語のご案内ムービーです。本動画は、こちらの[リンク](#)からご視聴いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご留意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

## 連絡先

---

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之  
メール：[hkano@claytonutz.com](mailto:hkano@claytonutz.com)



シニアアソシエイト 山浦茂樹  
メール：[syamaura@claytonutz.com](mailto:syamaura@claytonutz.com)



シニアアソシエイト Jessica Lee  
メール：[jeslee@claytonutz.com](mailto:jeslee@claytonutz.com)



ロイヤー 藤崎信吾  
（日本に出向中）



ロイヤー 嶋田雅  
メール：[mshimada@claytonutz.com](mailto:mshimada@claytonutz.com)



ロークラーク 高木大輔  
（日本法弁護士・日本から出向中）  
メール：[dtakagi@claytonutz.com](mailto:dtakagi@claytonutz.com)



エグゼクティブ・アシスタント  
大竹佳代子  
メール：[kotake@claytonutz.com](mailto:kotake@claytonutz.com)